

5-2. 任意設置された座席ベルト等に関する基準(UN-R14・16 関係)

1. 背景

- 自動車乗用中の死者のうち、座席ベルト非着用者が車外放出になった割合は、着用者の 0.8%に対して 21 倍の 16.5%となっており、座席ベルトは、乗員の被害軽減に極めて重要な役割を果たしている。
- 保安基準では、乗用車、バス、貨物車の座席に座席ベルトの設置を義務付けている一方、折りたたみ座席等、一部の座席については例外的に座席ベルトの設置が免除されている。
- しかしながら、これらの座席であっても、構造上座席ベルトの設置が可能なものには、自動車メーカーの自主判断により、他の座席ベルトと同等の性能を有する座席ベルトが設置されている。また、国際基準（UN 規則）においても任意設置された座席ベルトに対して、他の座席ベルトと同等の性能を要求している。
- 以上を踏まえて、任意に設置されている座席ベルトについて、性能要件を課すこととしたい。

2. 適用範囲【P】

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。）

3. 改正概要

- 座席ベルト設置義務付け対象外の前向き座席について、「座席ベルトが備えられている場合の当該座席ベルトの性能要件」（いわゆる if fitted 要件）を規定。
- 当該ベルトの性能要件は細目告示で規定されている自動車及び座席に応じて規定する。

4. 改正時期(予定)

平成 28 年 10 月

5. 適用時期(予定)

平成 31 年 10 月